

地方消費税（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度河内町一般会計予算における地方消費税（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 58,500 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 支 出 金	県 支 出 金	その他	うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	64,469	50,490	0	13,979	999
	介護保険	355,248	0	0	355,248	25,395
	後期高齢者医療	158,628	22,389	0	136,239	9,740
社会福祉	児童福祉	332,322	89,148	11,240	231,934	16,581
	老人福祉	5,247	0	0	5,247	374
	障害者福祉	10,386	7,788	0	2,598	186
	医療福祉	53,534	22,095	0	31,439	2,248
保健衛生	保健総務	13,031	0	0	13,031	932
	母子健康指導	5,332	490	0	4,842	346
	疾病予防	16,528	0	0	16,528	1,182
	健康づくり	7,226	0	0	7,226	517
合計		1,021,951	192,400	11,240	818,311	58,500

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。